

## 姫路市地域公共交通会議離島航路分科会規約

### (設置)

第1条 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）に定める離島航路に係る生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議及び本市離島航路の維持、改善に関する協議を行うため、姫路市地域公共交通会議離島航路分科会（以下「離島航路分科会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この規約において「離島航路」とは、海上運送法第3条に基づき許可を受けた航路をいう。

### (所掌事項)

第3条 離島航路分科会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」策定及び変更に関すること。
- 二 その他地域公共交通確保維持事業（離島航路）を行うために必要な調査等に関すること。
- 三 姫路市離島航路補助に関すること。

### (組織等)

第4条 離島航路分科会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 離島航路事業者及びその組織する団体の職員
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 国の関係地方行政機関の職員
- (4) 兵庫県知事部局の職員
- (5) 市長又はその指名する者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第6条 離島航路分科会に、会長を置く。

2 会長には姫路市都市局交通計画部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括し、離島航路分科会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 離島航路分科会は会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 離島航路分科会は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 離島航路分科会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会長は、離島航路分科会が必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、離島航路分科会に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 5 離島航路分科会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(経費の負担)

第8条 離島航路分科会に係る経費は、補助金、負担金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第9条 離島航路分科会に監査委員を2名置く。

- 2 離島航路分科会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 離島航路分科会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(構成団体の役割分担)

第11条 構成団体の役割分担は別表1のとおりとする。

(庶務)

第12条 離島航路分科会の庶務は、都市局が行う。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、離島航路分科会の運営に関し必要な事項は、会長が離島航路分科会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年1月28日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年5月27日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年5月23日から施行する。

(別表1)

所 属	役 割 分 担
国の関係地方行政機関	1 「生活交通確保維持改善計画」の策定に必要な助言等に関する事。
兵庫県知事部局	1 「生活交通確保維持改善計画（案）」の策定に関する事。 2 離島航路分科会の目的達成のために必要な協力に関する事。
姫路市 交通計画部	1 住民、航路の利用者、利害関係者の意見の調整に関する事。 2 離島航路分科会の総括に関する事。 3 姫路市離島航路補助金に関する事。 4 「生活交通確保維持改善計画（案）」の総括に関する事。 5 「生活交通確保維持改善計画（案）」の策定に関する事。
離島航路運航事業者	1 地域公共交通確保維持改善事業の実施に関する事。 2 姫路市離島航路運航事業及び姫路市離島航路業務改善事業の実施に関する事。
市民又は利用者の代表及びその他市長が必要と認める者	1 離島航路分科会の目的達成のために必要な協力に関する事。